

1 司法ネット構想全般について

司法ネット構想については、今現在言われている内容からはとてもよい印象をもっています。これまでも法律相談所や法律扶助協会と言われているところはありませんでしたが、ずいぶんと消極的なものでありました。話は聞くけれども何もしないという姿勢でとても不服が残ることが多くありました。今回の司法ネット構想からは、これにより多くの人々が納得できる良い結果へ解決できていくのではと期待を持ちます。

法律問題をおもしろおかしく解説するテレビ番組がはやっています。それだけ、これからの時代は法律や裁判の役割が重要になっていくのだと思います。テレビは楽しく見ることができても、いざ実際問題として自分の身の回りで同じような問題が発生したらと思うと、知り合いに弁護士さんなんていないし、とても不安です。裁判は身近でなくてよいですが、法律専門家は身近にいてほしい。

現在、弁護士会の法律相談センターや各種の行政機関の相談窓口において、さまざまな法律相談業務が実施され一定の成果をあげていますが、国民の相談案件を内容に応じてどのような機関で相談すべきかという総合的な情報が欠落しています。また、地域によっては相談窓口すら存在していないのが実情です。

したがって、司法アクセスポイントを全国に設置して、国民がいつでもどこでも相談できる体制の整備が必要です。

この見地より、司法ネットワークを構築するとともに、これを統括する機関を創設し、既存の相談機関の業務では不十分な点は新しい機関が自らこれを適切に実施し、国民に対して簡易・迅速・低廉な司法サービスを提供する必要があります。

そして、この機関が 法律・法制度 紛争解決機関 専門家情報 費用等の情報を有機的・総合的に把握し、的確に情報提供することにより国民の司法アクセスの保障を担うべきです。

また、スタッフ職員を育成して、情報提供・初期相談・専門家への適切な振り分け等の業務を担うことも必要と考えます。そのために、全国各地において相当数のスタッフ職員を確保することが求められます。

インターネットは最早、テレビ、ラジオ、新聞などに比較し得る重要な情報源として国民の多くが利用しているものである。また、自分が情報を得たいときに自分で情報を探しに行けるという意味では、受身の情報ではなく、能動的に自分に必要なものを効率的に検索し得る手段であると言える。司法ネットにおいては、インターネットを可能な限り活用し、法律関係の情報を獲得できるようにするとともに、電子法律相談のようなことを視野に入れて検討してはどうか。

司法ネットで全国どこでも法律サービスが受けられるようになるということについては、よいことだと思うが、相談者が、結局、たらい回しになるようなことになっては意味がないと思う。そのためには、弁護士だけではなく、司法書士、行政書士、税理士といった、多くの分野にわたる専門家とネットワーク化する必要があるのではないか。

司法ネット構想では、一般国民に暖かい司法を目指して、

ア 市町村役場における法律相談員の設置

イ 民事関係の軽い訴訟等に関する司法制度の簡略化

ウ 人権擁護委員に対する解決の依頼

といったことを検討していただきたい。

また、構想として、相談窓口、司法過疎対策、その他の法律関係のサービスの提供をすすめているが、これらのサービスの内容は、現時点では一般国民はよく理解していない。運営主体を中核とする司法ネットを早期に実現してほしい。

日頃から法律に関係のある仕事でもしていない限り、弁護士や司法書士といった専門家にいきなり相談に行くのは勇気のいることである。そもそも、どのような問題をどこに相談に行ったらいいのかよく分からない。本当は弁護士に相談した方がよいことはたくさんあると思うのに、こんなことを弁護士に相談してよいのかと躊躇してしまうということもあるだろう。

司法ネットが弁護士などの専門家への橋渡しをしてくれればよいと思う。

司法ネット構想全般について

- 1 日弁連は、司法改革の一環として「いつでも、どこでも、だれでも良質な法的サービスを受けられる社会」の実現をめざし、法律扶助の拡充、

法律相談の全国展開、当番弁護士制度、弁護士過疎地域への公設事務所の設置などに積極的に取り組みつつ、これらに対する国の責務を指摘してきた。

まず、市民に対する法律サービス提供において国が役割を果たすべき中心的課題は、資力の乏しい市民に対するリーガルエイドの充実（扶助事業の拡充、公的弁護制度の整備）である。

次に、弁護士過疎対策についても、国が一定の役割を果たすことには積極的意義を認めることができる。「居住地による司法へのアクセス障害」を解消することは、「裁判を受ける権利」の保障の一つの内容と位置づけられるからである。

さらに、「市民の司法へのアクセス」については、弁護士会や隣接法律専門職種団体などの「民間」の取組みと行政・地方公共団体の苦情・相談窓口など「官」の取組みとがあるが、相互の連携は十分ではなく、情報提供や紛争解決機関への紹介が適切に行われているとはいえない。こうした現状を改善するために、国が一定の役割を果たすことには意義がある。

「司法ネット構想」がこうした「国の責務」を的確に果たすものとして制度設計されるならば、すべての市民が良質な法的サービスを受けられる社会の実現にとって、重要な意義を持つものと評価できる。

2 「司法ネット構想」の制度設計における留意点

構想全般において特に留意されるべき点は、次のとおりである。

(1) 十分な財政的措置の必要性

すべての市民が良質な法的サービスを受けられる社会の実現のためには、以下に述べるように、国の責務に応じた事業を積極的に展開することが必要である。先進国では既に、相当規模の財政出動により、法律扶助事業をはじめとする各種法的サービスを展開しており、我が国においても、司法ネットの運営主体の事業費並びに管理運営費について十二分な財政的措置がなされることが必要である。

(2) 弁護活動の独立性

法律扶助事業や公的弁護制度業務などの司法ネットの業務を行う弁護

士の「個々の弁護活動の自主性・独立性」が確保されることが必要である。特に、刑事弁護については、その役割が国家刑罰権発動の対象とされる者の防御にあることから、弁護活動の内容について「国家からの独立」が強く求められる。

(3) 法律扶助協会業務の発展承継と新事業への対応可能性

司法ネットの運営主体による法律扶助事業については、法律扶助協会が行っている各種業務を発展継承するものと位置づけ、これまで同協会が事業として行って来たサービスを低下させることのないようにしなければならない。さらに国民が巻き込まれる紛争の様態は社会とともに様々に変化し、法的サービスもそれに対応しなければならないことから、事業の目的は、狭い、硬直的なものとされるべきではなく、国民の需要の変化に応じた新しい事業についても柔軟に対応することが可能な組織とすべきである。

(4) 日弁連・弁護士会との連携、適切な役割分担

司法ネット構想の実現のためには、これまで現実に法的サービスを実施してきており、且つ構想が目指すサービスを提供していく役割を担う弁護士・弁護士会の関与が不可欠である。日弁連は、構想が市民に対する法的サービスの拡充につながるように、積極的に取り組むものである。

そこで、司法ネットの運営主体による業務展開においては、日弁連・弁護士会と連携し、日弁連・弁護士会が設置する法律相談センターや「ひまわり基金」公設事務所などと、地域の需要、採算性、弁護士会が行ってきた取組みの経過内容等の事情を勘案しつつ、国の責務に応じた積極的な事業展開をするため、日弁連・弁護士会との適切な役割分担がなされる必要がある。

また、公的弁護制度においては、「弁護活動の自主性・独立性の確保」の観点からも、制度運営において弁護士会が重要な役割を果たす必要がある。

(5) 地方自治体による法律相談事業との関係

市民に対する良質な法的サービスの提供は、国だけでなく、地域住民に対する地方自治体の責務でもある。司法ネットの設置によって、これ

まで地方自治体が提供してきた法律相談サービスが低下することのないよう、必要な措置が講じられなければならない。

司法ネットについては、新聞報道されていないのでよくわかりません。

弁護士さんの情報が欲しいです。タウンページ、弁護士会では人となりがよく分かりません。ネット上でも相談できるようにしたり、どこまでが相談できるのかが分かれば、相談する側は判断しやすいと思います。具体的に司法ネットって何ですか。教えてください。

より気軽に相談するというのであればインターネットが一番ではないか。そこで、将来的にはインターネットを利用して、なんらかのサービスを行うことも検討すべきではないか。ただし、その場合は、セキュリティを堅固にして、情報漏れ等のリスクを極力排除する方法を十分検討すべきである。窓口において相談を受ける場合も同様であり、特に法律相談の内容は、相談者のプライバシーに深くかかわる分野であるので、格別の配慮が必要ではないか。

まだなじみの少ない用語なので、もっと理解しやすく説明してもらいたい。制度の説明が不十分です。

新聞に掲載された文言だけで判断すれば、弁護士に相談しやすい制度を確立するというのでしょうか。それも法律相談事務所や弁護士会館、行政で実施している法律相談所に探すことなく出向くことなく予約制に縛られず、パソコンを通じて相談できるようにすることでよろしいでしょうか。ただ、「司法ネットの窓口に行けば・・・」と記載されているので、多分ネットで相談した後、弁護士を紹介してもらい、その弁護士事務所に行き、そこで改めて相談して下さい、という意味だと解釈します。

これは大変喜ばしい制度です。もっと早期に推進すべきです。都道府県の弁護士会が中心になって、実施すべきでしょう。その他自治体や検察庁・裁判所も多少参加してもらいたい。意見提案を述べるだけの権限はあると思います。

本人は真剣だけど中には、法律問題とは全然関係のない相談もあると思います。そのときは、該当する相談できる組織を教えてあげてください。また愚痴を聞くだけで終わるかもしれない。弁護士を紹介するほどでもな

いような相談内容も、多々あるでしょう。そのときは、しかるべき簡単な道筋を示せばよい。

司法ネットもまだ議論の段階で、基本的な項目、制度化はできていないと思います。今年中に法制度化されることを期待します。

司法ネットについては正直申してよく分かりませんが、私にとってはいつでも簡便に法律相談ができるようにしていただきたいし、インターネット等で全国規模のサポートネットワークがあればと願わずにはおれません。

交通事故等で法律相談したくても、弁護士が多忙で相談に乗っていただけなかったり、順番待ちや有料で困難な場合が多く、法律や司法、弁護士から距離ができてしまっている。

一刻を争うような緊急事態（例、相場関連）が発生し、弁護士に相談したい時どこの法律事務所へ相談したら良いのかわからず、タウンページを見ながら手当たり次第電話した経験がある。何処の事務所も先生は出張しているとか、予約が必要等窓口の事務員さんに断られた。弁護士会へも相談したがほぼ同様な対応しか得られなかった。

このように法律に無知な人が緊急に相談できるシステムは現状あるのか知りたいし、なければご検討いただきたい。

私は今現在、敷金の返還トラブルの被害にあっています。

内容は、退去後、不動産業者から1年5ヶ月という短期入居にもかかわらず、室内の改装費用として敷金のほぼ全額（23万円）を取り上げられました。私は驚いて、インターネットなどで調べ、国土交通省が定めるガイドインを主張し、適切な判断をしていただくよう何度もお願いしましたが話しすら聞いていただけませんでした。そのうえ、ある日突然、弁護士から内容証明が送られてきてさらに上乘せされて30万円もの高額な請求をされてしまったのです。

私はどこに相談していいかもわからずとりあえず電話帳を調べ、関係機関に相談しましたが「うちはやってない」「それは他のところにきいて」「あっちにいて、こっちにいて、ここに電話したら？」と色々な部署をたらいまわしにされました。もちろんその都度、同じ内容で関係資料を提示して説明を何度も何度もしなければなりません。結局結論は「少

額訴訟でもすればいいのに」でした。

インターネット等も利用でき、相談内容についても、関係機関をすぐに紹介してもらえ、たらいまわしにされた拳句結果が出ないままということがないよう、また、お金がなくても解決できるようになればいいなと思います。

賛成です。最近民事トラブルにあい、先方と和解交渉をすすめているのですが、相手方の知識の乏しさに閉口しています。

こちらも一般市民で特に詳しいわけではなく、インターネットを使って、できうる限りの情報を得たのですが、その判断とかかる労力は、並みのものではないと思いました。知識がTVや通俗的なもののみ頼っており、弁護士だ、裁判だと、おどしの言葉ばかり、その実を知らずに飛び出してきました。

これから育つ子供たちなら、教育面でより力を入れてもらう事で解決するでしょうが現在の大人には通用しません。

法律上のトラブルで弁護士などを使うことができるというところまでは一般に浸透してきています。それには司法ネットを使うことで共通理解を得るという形態ができる事は必要です。

司法ネット構想はできるだけ早くと思います。

司法ネットは賛成です。問題が起きた時ネットで解決の手がかりを調べることができたら、どんなにか便利にまた心強いものと思えることでしょう。いろいろな相談窓口が現在もありますが、時間的に行けない場合のほうが多いことでしょう。その点でもネットであれば24時間の検索ができます。早急に実現してほしいものです。

私の司法ネットの構想としては、例えば、ストーカーなどの恐怖を警察署に相談しても警察官の人材不足などの問題から親身になって対応してもらえず、その結果、トラブルが発生したり、ストレスや精神的に不安定な状態にならないようにするために、身近なことで相談できる窓口を設置することで、事件などを未然に防ぎ、国民の不安を解消する機関として機能すればいいと思います。

弁護士は、一般国民が直面しそうな「小さな事件」についてはなかなか

受けてくれない。しかし、大多数の国民が本当に必要としているのは、少額の、弁護士が受けても金にならないような些細なトラブルへの助言である。そのようなありがちな問題に対する対処方法が分からないのである。この司法ネットにおいて、身近な法律相談も分け隔てなく受け付けてもらえるように切に望む。

良い構想だと思う。早期に実現してもらいたい。

運営主体で何もかもやろうとしない方がよいと思います。個人の抱える法律問題は、バラエティーに富んでいると思います。それぞれの問題に応じて、その分野に通じた弁護士のサポートを得られるようにしてほしい。運営主体で何もかもやろうとしても無理だと思う。運営主体では、持ち込まれた問題の内容に応じてもっともふさわしい専門家へ割り振っていただくようにしてもらいたい。

父の存命中は、裁判などはまったく自分には無縁だと思っておりました。しかし、父が亡くなり、父の子であると名乗りでたものがあり、相続でもめることとなり、急に弁護士さんや裁判所のやっかいにならなければならなくなりました。いろいろなところで相談してやっと弁護士さんの紹介を得ましたが、宣伝されているような司法ネットが整備されていれば、経済的にも精神的にも負担はかなり少なくて済んだのではないかと思います。司法ネットの早期実行をお願いします。

司法ネットの充実は大いに結構であると思います。全国どの町に住む人でも、法律問題に関する情報提供、法律サービスを受けられるようにと銘打っておりますが、高齢であったり、身体が不自由であるために、相談窓口に赴くことができない人でも、このサービスが受けられるように工夫していただきたいと思います。

これまで司法はあまりに片隅に置かれていました。裁判沙汰は誰も望むものではありませんが、法律に従って正しく解決されなければならない問題について、裁判がもっと身近に利用できるようにしないといけないと思います。司法ネットに期待しております。

今、現に存在している、法律相談所や法的救済機関の紹介のみを専門にした、独立した機関の設置を提案します。実際に問題を抱えている人は自

分はどこに行けば、どのような法的救済が受けられるのか、相談によってもらえるのかも分からないもので、救済を受けたくても、受けられないのが現状です。そういう人たちのために、どこに行けばどのような相談によってくれる人がおり、またどのような法的救済が受けられるのかという問題を解決する事が「あまねく市民」が法的救済を受けられるようになるためには重要だと思えます。そこで実際の問題の相談を受けるのではなく、どこに行けばいいのか、案内してくれる、手続や機関の紹介のみを専門とする独立した機関があればいいと思えます。人が抱えている問題は多種多様なわけですから、そういう手続機関の紹介を受けられる機関が設置されれば、どんなに困っている人も、まずはそこに行けば、自分はどこに相談に行けばいいのかわかるようになり、市民の誰もが、気軽に利用でき、かつ適確に自分はどこに行けばよいのかわかることが問題解決の一步になると考えます。

隣に住む人と騒音の関係でトラブルになりました。町内会の民生委員に相談したところ、民生委員は隣人トラブルの一方に協力することに対する警戒心が顕著で、自らは動いてくれず、警察に相談に行ったらいいのではないかと言われました。警察に行きましたが、警察では、犯罪になるような事件性がないと動けないとのことでした。市役所の相談窓口にも行きましたが、とりあえず隣人とよく話し合ってみたらどうかと言われ、あまり役に立ちませんでした。このようなたらい回しにならなくて済むような体制の整備をお願いします。

うっかりヤミ金から金を借りてしまい、法外な利息を厳しく請求されている。家族からは、ヤミ金から借金をしたことをとがめられ、家族関係も悪化している。親族にも相談できない。かといって、どこに駆け込めばよいやらわからない。そんな人が多いのではないのでしょうか。相談者のプライバシーを守りつつ、気軽に相談できるような仕組みにしてほしいと思います。また、相談機関では、単に個別の相談を処理するだけではなく、そこに集まってくるいろいろな情報をまとめて、同じような被害の発生を未然に防ぐような情報発信基地にもなってほしいと思います。

常に利用する市民の側にたった議論及び制度構築をすべきです。常に市

民の側に立った配慮を行うことによって、より身近なより信頼の出来る司法制度が構築できると思います。

様々なハンディキャップ（精神障害、難病、知的障害、外国人、乳幼児や児童、教育が不十分な人）を負った人であっても利用しやすいシステムにしてほしい。利用が阻害されたり、利用した人が不利益を受けるようでは困るし、経済的にも利用しやすいといいと思う。何でも中核となる主体で処理しようとせずに、NPOを含めて、他の民間団体と、調整、協力することが必要である。

裁判をするには金も時間もかかるということをよく聞く。裁判以外にも問題解決の方法が色々あるようであるが、現状ではそのような情報は不足していると思う。司法ネットできめ細やかな情報提供がされることが望ましい。

司法ネット構想は大いに結構だと思いますが、一度組織を作ったらおしまいというのではなく、随時に業務内容を見直して、改善していくようにしてほしいと思います。

困りごと相談の機関は、役所や駐在所などを初めとしていろいろなものがあると思いますが、それぞれがてんでバラバラなような気がします。相互の連携・協力がはかれるようなネットワークの構築を進める必要があります。

司法ネットの窓口を整備しても、国民がその存在を知らなければ意味がない。広報活動が重要である。インターネットなどITを存分に活用することも必要であるが、いわゆるIT弱者であっても、司法ネットの存在を知るように、多様な手段を使って広報してほしい。

今の裁判はやはり国民にとって縁遠い存在であると思います。でも、それは、法律自体が難しく国民に分かりにくいことにも原因があると思います。法律家が身近になること、裁判が起こしやすくなることも結構ですが、何よりもまず、法律自体が国民にとっても分かりやすく、身近なものとなるようにしてほしいと思います。

国民が皆平和に暮らすために、裁判沙汰は社会からなくすべきものである。裁判が身近でないということは、日本がそれだけ平和だということ

ある。何のために裁判を身近なものにしようというのか。トラブルの多い社会を作ろうとしているようで、納得できない。

金銭問題や家族関係等のトラブルが起こったら、電話帳で自宅から一番近い弁護士事務所を探す、相談ごとを手紙に書いて送付ということをするればよい。何処に相談したらいいか分かりにくい、住んでいる地域に弁護士がいない、いても知らないということはないと思う。

司法ネット構想は司法の利用をより身近にするものだと思う。早期に実現してほしい。

司法が身近に感じられないのは、司法についての情報がなく、利用しようとすると時間とお金がかかるからだと思う。司法についての情報を今以上に普及させる必要がある。弁護士をもっと増やして、弁護士のサービスを安く受けられるようにする必要がある。裁判官を増やして、裁判のスピードを上げる必要がある。裁判をするには弁護士に依頼しなければならないことにして、裁判のプロだけで裁判を進めるようにすれば、もっと裁判のスピードは上がるだろう。弁護士に払ったお金は、裁判に勝った方が負けた方に請求できるようにして、お金の心配をなくすことも必要である。

司法ネットへの期待は大で賛成である。

司法ネットでは有料か無料か。有料ならばどの業務が該当するのか。費用はどのくらいか。業務範囲の明確化、弁護士紹介の片寄り防止、依頼者の弁護士の選択・逆指名の可否につき検討すべきである。また、相談機関等及び弁護士の紹介の場合は、相談者の地域性は考慮されるであろうが、その他の場合には地域性よりそれぞれの専門性・得意分野を考慮すべき。

司法ネットの守備範囲はどのようになるでしょうか。例えば契約関係のトラブルについては、契約の当事者ではない者（契約当事者の家族など）でも相談を受けてもらえるのでしょうか。また、トラブルのどのような段階で相談を受けてもらえるのでしょうか。

広い意味での紛争当事者は弱くてもろいので、信頼しうる（専門的な）第三者の存在は大きい。精神的、経済的ゆとりがなく、さらに信頼関係をずたずたにされた者は自分の置かれている立場すら分からずに合理的な判断を期待することはできません。

法律上のトラブルを解決するため情報やサービスの提供を受けられる仕組みの整備は、長い間待ち望まれていました。司法制度改革の最重点課題と思います。

運営主体に期待されることは、

- 1 品質のよいサービスを提供すること
- 2 相談しやすいイメージを醸成することに傾注すること
- 3 相談して本当に良かったと評価されること

また、運営主体の職員は、是非公募で願います。応募資格などは日弁連の外郭団体の法務検定合格者とするのも一考です。

経済的理由から弁護士に依頼できない人が多く居ります。又現在無料で受けている行政その他の相談窓口は非常に不親切で通り一辺のことしか言わず、後は有料で弁護士にということで頼りにならないただ形式的にあるだけです。

司法ネットの窓口が本当に親身になって相談にのってくれるのなら良いのですが、旧態依然とした従来のような窓口だけのものでは何の意味もありません。言葉の上だけでなく良いほうに私たちが納得できるよう実行していただけるものと信じており、そうすれば利用する人もたくさんいると思います。すばらしい結果を楽しみにしています。

労働事件に関わる国公労連の提起内容

国公労連は、労働事件に関わって、「労働調停制度導入にともない、裁判所窓口で労働相談や法律扶助が受けられるよう機能強化を図る。同時に、各地域において裁判所・行政機関・弁護士会が連携した総合的な相談窓口を設け、労働紛争の性格に応じた適切な紛争処理機関の選択を助け、必要な法律扶助を受けられるようにし、実質的ワンストップサービスを実現する」ことを提言している。

これは、直接的には、労働調停・労働裁判に関するものであるが、資力に乏しい一般消費者、司法過疎地域に居住する人々などにも適用すべきものであると考える。

国公労連の提言では、司法・行政・弁護士会のそれぞれの相談窓口が対等の立場で連携し、「総合相談窓口体制」をとるというものであり、一元

的なネットワークの運営主体を想定していない。しかし、弁護士等専任のスタッフを置き、司法・行政・弁護士会等の窓口の総合調整を行い、民事法律扶助、公的刑事弁護活動を、効率的・迅速に行うための運営主体は否定していない。

紛争当事者間の「パワーバランス」が崩れている場合（犯罪または一方的加害被害関係あるいは大企業と個人との法律関係など）については、裁判を頂点とした司法的救済を実現することが、基本的人権を保障する憲法上の要請からしても肝要であると考えられます。

しかし、親族間紛争、社内紛争、一般市民間の日常社会における紛争など、「パワーバランス」がある程度保たれている場面においては、私的自治を中核としたADR（裁判外紛争処理）、とりわけアメリカ式民間調停（mediation）の制度と技法を導入したうえでの紛争解決が、健全な循環型社会を目指すためにぜひ必要であると考えています。

ところで、今回の「司法ネットの整備」の概要を見ると、前者の方向にかなり力点が置かれているような印象を受けるのですが、日本社会をいたずらに「訴訟社会」に停滞させることなく、文化的社会的に強い国家とするために、ぜひ後者の観点にも積極的なご配慮（民間調停あるいは民間仲裁の普及、国民各層からのmediator～調停人、arbitrator～仲裁人の登用など）をいただき、より充実した司法ネットの構築をお願いしたいと思います。

司法ネット構想全般について

(1) 司法予算の増大

これまで、「国民が、司法の場に容易にアクセスすることができるようにするとともに、必要な法律サービスの提供を受けられる」制度の実現を阻害してきたのは、貧困な司法予算に象徴される国の政策そのものである。このような政策の抜本的な転換が議論の出発点に据えられなければならない。

しかしながら、「司法ネット構想の概要」には、こうした視点からの提言はなく、司法予算の拡充も具体的にはうたわれておらず、極めて問題である。

(2) 「金は出しても口は出さない」

司法が国民の人権を擁護する役割を果たすには、司法の独立性が確保されなければならない。そのため、「司法ネット」の整備にあたっては、国が「金は出しても口は出さない」という制度設計が不可欠である。

しかしながら、独立行政法人たるリーガルサービスセンターが公的弁護を運用するというLSC構想は、弁護活動の自主性、独立性を侵害するおそれが強く、極めて問題である。

(3) 統一的なシステムは必要か

このように、司法予算の増大も具体的に示されておらず、また、弁護活動の自主性、独立性の侵害をもたらす危険性が大きい状況で、統一的なシステムを構築することは極めて問題である。むしろ、既存の組織に財政支援を十分に行い、その団体、組織の性質に応じて、自主的、独立的な運営をうながすことが必要である。

司法ネット構想について

1 司法ネット構想

司法が、期待される役割を十分果たすためには、国民が法的サービスを受けることを容易にするような環境の整備が重要であり、その整備が国の責務であることを明らかにすべきである。

当会は、20年ほど前から市民に開かれた弁護士会を目ざして、

利用者の利便性に考慮した法律相談センター（弁護士センター）を県内全域に展開する（現在までに14カ所）こと

自治体や各種団体と連携して弁護士を派遣する法律相談活動（2002年は109カ所）をすること

弁護士過疎地克服のために弁護士が少ない地域に法律相談センターを設置し、また弁護士を派遣すること

各種の専門士業・隣接業種と連携しワンストップサービスを提供すること

当番弁護士制度による起訴前弁護を充実すること

監護措置を受けた少年への付添人派遣（全国に先駆けた全件付添人制度）をすること

精神病院に入院している患者に対する出張相談（精神保健当番弁護士）をすること

犯罪被害者支援（無料の電話・面接相談）をすること

障害者・高齢者のための相談センターを設置し、福祉担当者からの電話相談に応じる「福祉の当番弁護士」による無料電話相談活動をする

上記諸活動について法律扶助制度の積極的活用をはかること

などの諸活動を行い、市民のための司法サービスの提供（リーガルサービス活動）

を行ってきた。このような活動をさらに充実・発展させるためには、弁護士会のみでは限界があり、地方公共団体、関連各業種、並びに民間のボランティア団体等が協力しあって、地域の実情に即したシステムを作っていくことが必要である。国は、そのような連携を進めるための積極的な方策の提起と、その活動を支える財政的支援を行う責務がある。

司法ネット構想は、上記のような国の責務を果たすための仕組みとならなければならない。

2 構想を進めるに当たって留意すべきこと

- ・ 運営主体の事業費並びに管理運営費について、十分な財政的措置がなされること

財政措置について、資力の乏しい市民に対する法律扶助制度の充実が重要であるが、その範囲は従来の民事扶助、国選弁護等の範囲に限らず、広い範囲の扶助事業に対応できる抜本的な財政措置が必要である。

また、その事業形態も、運営主体が直接行うものに限らず、既存の組織（弁護士・弁護士会や関連業種、NPO法人等）への委託等が考えられるべきであり、これに対応する予算措置が考えられなければならない。

さらに、運営主体の重要な役割として、ネットワークの構築が期待されており、質の高いコーディネーターの確保や情報共有のためのシステムや施設整備などが必要である。それを保障するための事業費の手当も重要である。

そもそも、現在の我が国の扶助事業では、民事扶助と国選弁護の合計

で、約100億円程度の国庫負担しか行われていない。扶助の先進国といわれるイギリスは、人口が日本の半分以下であるにも関わらず、94年度の実績で民事1610億円（うち国庫負担は1146億円）、刑事は486億円（うち国庫負担482億）となっている。1996年に新しい法律扶助法を策定した韓国でも、人口は日本の4割程度であるにもかかわらず、444億円規模の扶助事業が行われている（2002年・釜山弁護士会からの当会に対する回答）。

新しい運営主体がおこなう刑事を含めた扶助事業は、全国的な組織展開や相談窓口の設置（これに必要な賃料や人件費）及び起訴前の公的弁護などだけでも新たに20億円程度は優に必要であると考えられる。この上に、多様な司法サービスの提供、司法過疎地においては扶助事業に限らない司法サービスの提供などを行う必要があることを考えるならば、数百億円規模の予算措置が行われなければ、これまで以上の充実した司法サービス事業を実現することはできない。

- ・ 一般の開業弁護士による（ジュディケア制）ことを原則とすること
以下に述べるように、弁護活動の独立を確保し、地域の実情に応じた司法サービスの提供を実現するには、地域の実情に精通しかつ実質的に扶助事業と公的弁護を担う地域の弁護士・弁護士会の活用が不可欠である。

したがって、運営主体の事業の担い手は、一般の開業弁護士によること（ジュディケア制）を原則とすべきである。

- ・ 弁護活動の独立
司法の役割は、立法・行政に対するチェックと侵害された自由と権利の回復である。

刑事弁護はもちろん、民事扶助事業においても、個々の弁護士の弁護活動・訴訟活動の自主性・独立性の確保が保障される制度が必要である。

- ・ 各地の実情や市民の需要に応じた柔軟なネットワーク整備
法律扶助制度の拡充（とくに財政措置）については国が第一義的な責任を負うことは当然であるが、アクセス障害の克服や司法過疎の解消については、あくまでも各地の実情を尊重しながら、その補足的な役割を果たすべきである。

行政の法律相談事業の在り方、弁護士会の司法過疎克服計画、関連業種の取組、その他の民間組織の存在や組織形態などは、地域によって大きな差がある。地方の実情を無視した中央集権的・画一的な運営は、これまで各地の実情に即して司法サービスの提供に努めてきた民間の取り組みを台無しにする恐れが強く、かえって有害である。

- ・ 日弁連・各地の弁護士会との連携と適切な役割分担

地方の実情に応じた柔軟なネットワークの構築に当たっては、司法サービスを中心的に担う弁護士・弁護士会の役割が重要である。各地の単位弁護士会と所属弁護士は、これまで行政や地域住民と連携しながら、その需要に応えるべく、法律相談センターや公設事務所を展開し、また、各団体の法律相談に弁護士を派遣してきた。また弁護士会は、人的・物的両面から法律扶助事業の大部分を担ってきた。法律扶助制度の中心は民事扶助と公的弁護であり、今後とも弁護士がそれを担うものである。

したがって、司法ネット構想の実現には、弁護士・弁護士会の関与が不可欠であるとともに、従来弁護士・弁護士会が行ってきた事業との適切な役割分担が必要である。

- ・ 法律扶助協会の事業の発展的な継承

法律扶助協会は、現在でも全国レベル（刑事被疑者弁護支援、少年保護事件付添扶助、犯罪被害者支援等）で、あるいは支部独自（当会では子どもの虐待救済援助、精神障害者法律援助等）で自主事業を行っている。また、当会のリーガルサービス活動（刑事被疑者のための「当番弁護士」、福祉担当者のための「福祉の当番弁護士」、入院患者のための「精神保健当番弁護士」、高齢者・障害者相談、犯罪被害者電話相談、交通事故被害者電話相談、外国人相談等）は、法律扶助協会の法律相談事業と連携して広く展開してきた。新しい運営主体による法律扶助事業は、少なくとも、現在の扶助協会が行っている各種事業を発展的に承継するものとしなければならない。

また、上記のような自主事業が生まれてきた背景には、社会の変化に伴う紛争の多様化や、地域的な特性等がある。司法サービスは固定的なものではなく、その時々々の市民の需要に対応したものでなければならな

い。したがって、新しい運営主体の事業内容の決め方も、求められる新規事業に対応できるものでなければならない。

- ・ 自治体の法律相談事業との併存

司法サービスの提供の課題は、いつでも、どこでも、誰でも一定のレベルのサービスが提供されなければならない。したがって、全国的に最低水準を維持するという意味では均質性が求められる側面もある。この点から見れば、国の事業として国が責任をもって行う必要がある。

一方、地方自治体は、住民の福祉の増進をはかり、地域における行政を自主的かつ総合的に行う役割を担っており、その地域での司法サービスの提供にも一定の責任を負うべきことはもちろん、地方分権の立場からは、司法における地方分権の視点も重要である。これまで地方自治体が行ってきた各種の相談などを引き続き行うとともに、その地域に必要な司法サービスの提供を、地方自治体が地元弁護士会や地域住民と連携し創意工夫して行うことも考えられるべきである。

その際、国がその責任（とくに財政負担）を地方自治体に転嫁することがあってはならないことは当然であるが、運営主体は、地方自治体との連携と役割分担を適切に行い、自治体の実情に即した司法サービスの提供に努めなければならない。

司法ネット構想全般について

市民にとって敷居が高く感じられる司法へのアクセスの重要性を唱え、司法ネット構想について整備されようとする政府の意図は高く評価すべきと考えます。

平成13年6月に報告された司法制度改革審議会最終意見書では裁判所の利便性向上として「司法の利用相談窓口・情報提供」の手段として窓口のネットワーク化が意図された意見が出されました。

この「裁判所の利便性向上」が「司法ネット」構想へと変換されたのはまさしく利用者である「国民・市民」の視点が重要であるという意図によるものだと考えます。

そうであるのなら、今回の構想に、国民の声をフィードバックさせるシステムが存在しないことに根本的な疑問を覚えます。

今回の司法制度改革の3本柱の一つは「国民の司法参加」であることは言うまでもありません。司法ネットにも市民・国民が主体的に参加できるシステムを構想にいれるべきと考えます。

具体例としては、ネットにふくまれる市民によるADRなどの連携・協力だけではない、構想自体への参画が必要です。

現在の構想は従来どおり、いわゆる「お上」が構想をたて、そのネットのなかに市民を巻き込むという構想に他なりません。そうではなく、構想を組みたてる段階から市民が主体的に参画する方法を築くべきと考えます。

司法ネット構想全般について

- 1 司法は誰にとっても「手を伸ばせば届く」存在でなければならず、法的紛争を抱えた市民が気軽に相談できる窓口を広く開設し、全国どこの街でも法的サービスを受けられるよう、司法ネットの整備を進める必要がある。

司法制度改革の具体的施策の一つとして、これに応える仕組みを国の責任において整備することは司法制度をより利用しやすいものにする観点から重要であり、司法書士の日常業務や司法書士会でのリーガルサービスの実情からみても異論のないところである。

- 2 予防司法の観点から

新たに設ける運営主体を中核として、民事・刑事を問わず、国民が全国どこでも法律上のトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供が受けられるような総合法律支援の体制を整備することはもとより、トラブル（紛争）を未然に防止する観点も司法ネット構想の趣旨としてとらえるべきである。

この紛争を未然に防止する一つの方策として法教育を挙げることができる。この法教育は、自己責任を求められる社会の中で、正しい自己決定や判断をするために必要な基礎教育であり、特にリーガルマインド・人権感覚の養成は、公平・公正な国民生活を守るために最も重要であり、社会生活に必要な基礎的法律知識や法的な考え方の習得も可能となる。

せっかく相談窓口を充実しても、その存在が国民に周知されなければ意味がありません。広報の在り方についても、十分検討していただきたいと

思います。

司法ネットを構想するに当たっては、いわゆる法曹三者だけでなく、司法書士その他のいわゆる隣接法律専門職種の活用を考えていくべきである。